



はじめに

平成20年（2008年）、京都議定書の第1約束期間が始まった。6%の削減約束の達成のためには森林吸収量1,300万炭素トンの確保が必要であり、我が国は、平成19年度（2007年度）から、それまでの水準に毎年20万 ha を追加した年間55万 ha、6年間で330万 ha の間伐の実施を目標に取組を進めている。このような中、我が国は、温室効果ガスの排出量を自然界の吸収量と同等レベルに収めると同時に生活の豊かさを実感できる「低炭素社会」の実現を目指し、排出量取引の国内統合市場の試行的実施やオフセット・クレジット（J-V E R）制度等の新たな取組を開始した。ここでは、木質バイオマス利用による排出削減量や森林整備による吸収量のクレジット化を通じ、森林の地球温暖化防止機能に新たな価値を生み出す仕組みが盛り込まれている。

資源として潜在的に大きな可能性を有している林地残材等の木質バイオマスについては、先進的な技術を活用してエタノール等のエネルギーやナノカーボン等のマテリアルを製造する新たなシステムの構築が進められており、これを基にした新たなビジネスの創出や山村の活性化につながることを期待されている。

このように森林整備や木材利用に新たな可能性が開けつつある中で、平成20年（2008年）は、秋以降の世界的な景気の減速の影響により、新設住宅着工戸数の低迷や木材需要量の減少が見込まれる一方、急激な雇用情勢の悪化を反映して林業への求職者が増加するという変化が生じている。また、今後のロシアの丸太輸出関税や中国経済の動向により、我が国をはじめとする世界の木材需給が大きな影響を受けることも見込まれる。

本年度報告する「第1部森林及び林業の動向」は、このような最近の新しい動きを踏まえ、森林・林業の動向や主要施策の取組状況について、国民の関心と理解が深まることをねらいとして作成した。

冒頭のトピックスでは、この1年間の特徴的な動きとして、「低炭素社会の実現に向けた新たな取組」、「雇用情勢の悪化に対応した林業分野の雇用創出」、「ロシア材輸入量の減少と国産材への原料転換」等を紹介した。本編では、第Ⅰ章を特集章として、「低炭素社会を創る森林」をテーマに取り上げた。第Ⅱ章以降の各章では、森林、林業・山村、林産物・木材産業、国有林野事業の各分野についての主な動向を記述した。